

第3章 - 1

人権尊重・男女共同参画の まちづくり・平和事業

◆同和対策事業を開始

1965(昭和40)年に出された同和对策審議会答申では、同和問題の解決は「国の責務」であり、「国民的課題」とされ、1969(昭和44)年に同和对策事業特別措置法が制定されたことを受け、市では1974(昭和49)年に同和对策室および同和对策本部を設置し、守山市同和对策総合計画を策定しました。

1980(昭和55)年に対象地域の道路や住居などの環境改善事業を進めるとともに、同年に地域総合センターを玉津公民館内に併設、2年後には玉津公民館・玉津会館の複合施設として現地に新設し、人権講座や自主活動学級を開講するなど、現在も人権啓発・人権教育の拠点としての役割を担っています。



▲新設当時の地域総合センター

◆同和教育をはじめとする人権教育の推進

1974(昭和49)年に同和教育推進協議会を結成し、それ以降学校教育・社会教育における同和教育を推進し、性的マイノリティー(LGBT)といった新しい人権課題にも目を向けています。

学校教育では、1984(昭和59)年度から小学校区ごとに就学前教育問題協議会をつくり、基礎から着実に育てるという観点から、幼児期の課題と取り組みの重点について実践的研究を深める場になっています。1991(平成3)年度からは中学校区ごとに同和教育実践交流研究会をつくり、就学前・小・中・高等学校の一貫した指導はどうあるべきか、研究を進めています。

社会教育では、1982(昭和57)年度

に守山市まちづくり同和教育推進協議会[2004(平成16)年に守山市まちづくり人権教育推進協議会に改称]が結成され、自治会をはじめ企業・事業所、各種団体などで同和问题や人権問題に関する学習会を積み重ねてきています。あわせて、企業内人権教育推進協議会でも現地視察や公正採用に関する研修を実施しています。

毎年8月20日前後に開催している同和教育研究大会は、さまざまな取り組みを発表し、意見交流する場になっています。第1回大会は、1976(昭和51)年に開催し、第28回より人権・同和教育研究大会に名称を変更し、今日に至っています。



▲人権・同和教育研究大会



▲自治会人権学習会

◆守山市人権尊重都市宣言を決定

市民の人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、誰もが大切にされるまちづくりを実現すべく、1995(平成7)年に守山市人権尊重都市宣言を告示しまし

た。それ以降、人権・同和教育研究大会や各学区・自治会人権学習会などの場で、参加者全員が宣言文を唱和しています。

◆男女共同参画社会をめざして

市では、2019(令和元)年現在「男女がともに いきいき輝くまち もりや

ま」を掲げ、男女がともに安心して豊かに暮らせるまちづくりを進め、男女

守山市人権尊重都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしち守山市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せにすごせる社会の実現を願っています。

わたくしちは、日本国憲法および世界人権宣言の基本理念にもとづき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、愛と信頼に結ばれた明るく住みよい社会を築くため、ここに守山市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

▲守山市人権尊重都市宣言



▲長崎の被爆二世の柿の木を植樹[2016(平成28)年3月]

人権を 信頼し おもんじ をあえる まち

共同参画社会の実現をめざしています。その出発は、1991(平成3)年に初めて女性政策担当を置き、女性政策推進本部を設置したことにさかのぼります。市婦人問題懇話会の提言、市民を対象とした意識調査などを踏まえ、1994(平成6)年度～2000(平成12)年度の7か年にわたる基本計画を策定しました。その後、第2次男女共同参画計画(「ともに輝く守山プラン2010」)、さらに第3次男女共同参画計画(「ともに輝く守山プラン2020」)と続き、現在に至っています。

その間、1992(平成4)年から、毎年、女と男の輝きフォーラム(男女のぎずな輝きフォーラム)を開催しています。演奏、合唱、人形劇、朗読劇、落語、漫才など多様な催しと講演を行い、市民の意識向上に努めています。



▲基本計画(冊子)



▲女と男の輝きフォーラム



▲仲良く子育てする夫婦

◆誰もが職場・地域・家庭で輝くために

2015(平成27)年に守山市男女共同参画推進条例を制定しました。今なお残る性別による役割分担の意識や慣行の改善、女性の活躍の推進、子育て・介護などの家庭生活と他の分野の活動との両立などの七つを基本理念とし、その実現に向けて行政(市)とともに市民・事業者・各種団体・教育関係者の

果たすべき役割を示しました。

家庭では、家族全員が性別に関係なく協力して家事や育児などを行うこと、職場では、女性の活躍を推進し、男女がともに仕事と家庭生活を両立させ個性や能力を発揮すること、地域では、男女が対等に地域活動・自治会活動に取り組むことが求められています。

人権おもひ 信頼を あえるまち

◆「イクボス宣言」が進む

市内では、現在イクボス宣言をしている事業所が七つあります。「イクボス」とは、職場で部下のワーク・ライフ・バランスについて応援しながら着実に仕事をこなし、自分の生活も充実させる上司のことです。今後、さらに

多くの事業所がイクボス宣言を行い、誰もが仕事と家事、育児、地域活動等を両立させ、豊かな生き方ができるようになりたいものです。



▲「イクボス宣言」を行った事業所

◆平和都市宣言を議決

市議会は、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を願って、1988(昭和63)年に「のどかな田園都市守山平和都市宣言」を議決しました。翌1989(平成元)年に平和都市宣言啓発塔を

2か所設置するとともに、平和都市宣言推進大会を開催しました。その後3年間、講演と映画からなる平和都市宣言守山市民のつどいを開催しました。



▲平和都市宣言啓発塔

◆平和の祈り像と被爆石を設置

1997(平成9)年に平和に対する理解を深めるために、平和モニュメントとして市民運動公園内に平和の祈り像(当時、滋賀大学教育学部教授であった山田良定作)を設置しました。さらに広島市から譲り受けた庁舎玄関の被爆石を設置したのもこの年です。

これ以後、毎年、平和の祈り像の前で平和を誓うつどいを開催しています。つどいでは、市内の小中学校の代表が平和の祈りをこめて折った千羽鶴を捧げています。また、参加者全員で広島が8月6日に被爆した午前8時15分と同時刻に黙禱を行っています。



▲平和を誓うつどい

◆平和のよろこび展の開催

守山市遺族会の協賛を得て「平和のよろこび展」を初めて開催したのは、1992(平成4)年です。それ以降、毎年8月上旬に開催し、市民にとって戦争の悲惨さを追体験する貴重な場になっています。

同年に市立図書館に平和関連図書を紹介する特設コーナーを設けるようになり、現在も続けています。また、被爆体験者を招いた平和講演会や映画の上映会を行った年もありました。



▲小中学生の献鶴場面

◆長崎の被爆二世の柿の木を植樹

守山市遺族会が長崎市に働きかけて被爆に関連したものを贈ってほしいとお願いしたところ、長崎市から被爆二世の柿の木の苗木を譲り受けました。

平和の祈り像に向かって左側にこの苗木を植え、今も大事に育てています。



▲平和のよろこび展

第3章 - 2

市民の手による国際交流



▲エイドリアン市との交流



▲公州市との交流



▲第18回国際交流の広場



▲カウアイ郡との交流

◆三つの都市との国際交流

国際化がいよいよ進もうとする昭和50年代頃から、各自治体では国際交流を進める具体策として特定の海外都市と交流を深める姉妹都市提携が広ま

りました。

市制施行後の早い段階から三つの都市と姉妹都市提携を結び、国際交流を進めてきました。

◆姉妹都市提携の経緯

最初に提携を行った姉妹都市は米国ハワイ州カウアイ郡でした。

守山ロータリークラブとカウアイロータリークラブの民間交流をきっかけに姉妹都市提携の機運が高まり、守山市国際親善委員会が設置され、1975(昭和50)年に姉妹都市提携に至りました。

続く米国ミシガン州エイドリアン市

とは高田信昭市長のミシガン州訪問をきっかけに交流が始まり、1989(平成元)年に姉妹都市提携に至りました。

大韓民国忠清南道公州市ファンギョンナムド コンジュとは市在住の公州市近郊の出身者の紹介で交流が始まり、両市の相互訪問を経て、1991(平成3)年に姉妹都市提携に至りました。

◆国際交流協会の活動

国際交流事業が多様化してきたことを受けて、1991(平成3)年に守山市国際親善協会が発足し、事業の推進を担うこととなりました。

その後、在住外国人の増加など地域社会の変化や国際意識の高まりを受けて、2003(平成15)年には名称を守山市国際交流協会に変更し、交

流を推進することになりました。

在住外国人向け日本語教室やくらしの相談所を開設するほか、食や音楽の分野でも互いの文化の交流を深める取り組みを進めてきました。

住民同士、国籍を問わず交流を深める機会として、国際交流の広場を毎年開催するなど、多彩で広範囲な事業を展開し、国際化時代への対応に力を注いできています。

◆これからの国際交流

労働者不足への対策として2018(平成30)年に入国管理法が改正されたことにより今後、

外国人労働者の増加が予測されます。

日常生活の場面で外国人と接する機会が今まで以上に増えていく時代となることから、国際交流協会のますますの活躍が期待されます。

第3章 - 3

自治会と地域の力

◆自治会活動と意義

市には2019(平成31)年4月現在71の自治会があります。

住民の自治会への加入率は、市制施行後に新たにできた自治会も含めて県内でも高く、コミュニティが充実しているといえます。

住民にとって身近な存在の自治会では自主的な活動が続けられていて地域の絆が育まれています。自治会活動はこれまで住みよいまち守山の礎を築いてきました。

活動内容は、夏祭り、敬老会などの行事の開催、ごみ集積所管理、一斉清掃、防犯灯管理、防災訓練、伝統文化活動や行政との連携など広範多岐にわたっています。

以前は近所づきあいが盛んで人々は深くつながっていましたが、近年は地域社会の基盤が不確かになってきています。そのようななかにあって住みよいまちづくりのために自治会の力は必要です。

◆住み続けたいまちへ

どの地域も住み続けたいまちになるようにと、市は守山まるごと活性化プランを2013(平成25)年度に策定しました。

同プランは学区ごとにそれぞれの魅力をいかした地域づくりをめざすもので、住民主体で考案されています。

地域の文化・歴史・自然をいかそうと、また人のつながりを大切にしよう

と市全体で31の取り組み内容が決められました。

自然をいかす取組、ほたるを守る取組、歴史文化をいかす取組や自治会魅力化への取り組みなどです。

2014(平成26)年度からそれぞれ工夫した活動が始まり、現在も続いています。

◆まちを支える地域の力

少子高齢化と核家族化が進むなか、地域ではさまざまなボランティア活動や市民活動が住みよいまちを支えています。

民生委員・児童委員は、地域で推薦された方が厚生労働大臣の委嘱を受けて就任されます。高齢者や障害のある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する身近な相談相手となり、行政や専門機関につなぐパイプ役を務めておられます。

法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員は人権啓発や人権相談、また同じく法務大臣委嘱の保護司は犯罪や非行を

した人の立ち直りを支える活動をされています。

このほか地域福祉推進員や福祉協力員、健康推進員、赤十字奉仕団員の方々が福祉や健康、地域で支え合う活動に尽力され、また地域安全指導員、子ども安全リーダー、少年補導員などの方々は地域の安全を支える活動に活躍されています。

このように、多くの方々の活動によってまちは支えられてきました。これからも支え合いの力が必要です。



▲自治会防災訓練



▲まるごと活性化(小津学区魚つかみ大会)



▲まるごと活性化(速野サイクリングお茶摘み)



▲民生委員の活動



▲赤十字奉仕団の活動



▲守山市消防団日本消防協会特別表彰「まとい」受章

◆消防団の活躍

消防団は消防署と同じく消防組織法に基づき市に設置される消防機関で、団員は非常勤特別職の地方公務員です。全国の消防団員数は約84万人で、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

本市の消防団は1955(昭和30)年に設置され、消火活動はもとより水難事故や行方不明者の搜索など、特に野洲



▲ポンプ操法訓練に励む消防団員

川の被害に際しては水防団としても活動していました。

1968(昭和43)年度に消防署が設置されたあとも消防団は地域に密接した役割が求められてきました。2019年現在8分団の団員(定数219人)は自営業や会社員としての仕事を持ちながらも毎月の訓練をはじめ防火広報や火災現場への出動など献身的に活動し、安全で安心なまちを保ってくれています。

団員のこうした日々の活動が認められ、2011(平成23)年には財団法人日本消防協会から特別表彰「まとい」が本市消防団に授与されました。全国2275団のなかから10団体に限り授与されるもので、本市消防団員にとって日々の苦勞が報われる名誉ある表彰です。

守山まると活性化の取組状況(2019年度)

守山学区

- ・自治会魅力向上 ・歴史伝統文化再発見
- ・水とほたるを中心とした保全活動

吉身学区

- ・ほたるを守る仕組みづくり

小津学区

- ・新守山川環境整備 ・小津の文化発見

玉津学区

- ・諏訪家屋敷活用と伝統文化伝承 ・赤野井湾再生
- ・食の産地消推進 ・ホタル祭り・定住促進

河西学区

- ・水辺空間満喫 ・近江妙蓮活用
- ・身近な魅力情報発信 ・みんながつながる活動

速野学区

- ・北の玄関魅力創出 ・速野まると博物館
- ・地球市民の森活用 ・大川周辺環境保全
- ・歴史伝統文化 ・未来を考える基盤づくり

中洲学区

- ・河川敷活用と伏流水再生
- ・にぎわい創出 ・農業活性化

第3章 - 4

市民活動の広がり

◆市民活動へ機運の高まり

社会環境の変化にともない、市民のニーズも個人化、多様化してきました。山田亘宏市長の掲げた「市民が主役のまちづくり」に呼応して、市民の「住みよいまちは、私たちの手で」という機運が高まり、守山の市民活動は大きく広がっていきました。

さらに少子高齢化が進む中、2007(平成19)年頃から一斉に定年を迎えた世代

が、地域に戻って市民活動の担い手となり、自主的かつ積極的にまちづくりに参加するようになっていきました。

こうした市民活動の担い手により、ボランティアや誰かを助ける活動は“自分の住むまちづくり”の側面が強調され、環境保全や商工観光、高齢者支援、専門知識や特技の提供など、幅広い分野で発揮されるようになりました。

◆市民交流センター（さんさん守山）

主に公益活動を行うNPO法人やボランティア団体の拠点施設です。市民の体力づくりや文化芸術拠点として機能していた中高年齢労働者福祉センター(旧サンライフ守山)が市に譲渡されたことから、施設をいかして2004(平成16)年に市民交流センター(さんさん守山)に生まれ変わりました。

知恵と汗を絞ってまちづくりに寄与する公益活動団体の活動拠点とし

て「人と情報の交差点」をコンセプトに、活動団体会員の居場所づくり、団体同士の交流や情報交換などに活用されています。

これから市民活動をしたいという市民や団体の相談に乗るとともに「市民ネット交流会」「市民活動屋台村」など情報共有の機会を設け、新団体への支援や団体同士の協力関係を築けるように各団体の活動を支援しています。

◆協働のまちづくり

まちの課題解決やまちづくりに取り組むためには市民の参画が不可欠なことから、2003(平成15)年の組織再編で行政と市民の「協働」を担当する部署を新設しました。

市社会福祉協議会と市民交流センターの2拠点に登録している市民団体のみならず、まちづくりに取り組むすべての団体やグループを把握し、活動の広がりを促すために団体調査を実施しました。

この調査は、エルセンター、子ども支援担当課、公民館など全庁をあげて進め、その成果として2年後に市民活動を盛り上げるための小冊子「もり・

まっち」を発行しました。登録団体は2019(令和元)年現在約370団体を数えます。市は登録団体に「まちづくりフォーラム」の開催、市民提案型まちづくり事業、その他助成制度の案内などの支援を行っています。



▲GAGコーヒーボランティア



▲他市の市民活動を研修(ネット交流会)



▲市民活動屋台村(市民交流センター)



▲子育てボランティア(オアシス)



▲安心お助け隊の活動



▲回想法ボランティアいきいき



▲守山百歳体操



▲介護予防の守山健康のび体操



▲認知症サポーター養成講座



▲我が事・丸ごとのまちづくり



▲物部放課後児童クラブ

◆少子高齢社会の福祉

少子高齢社会といわれるなか、住みやすい成熟したまちをめざす守山市は、福祉の充実にも力を入れています。

ゆるやかな人口増加が進む守山の2019(令和元)年12月現在の高齢化率

は約21%です。福祉の分野では、こうした社会背景をもとに、心身ともに健康を維持する介護予防と、介護などが必要になっても住み慣れた自宅や地域で暮らせる仕組みづくりに力を入れています。

◆地域包括支援センター

2006年(平成18)年、すこやかセンター内に設置された地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。介護の相談や認知症、権利の擁護、医療と介護の連携などの取り組みを実施したり、連携機関につなげたりしています。

高齢者人口の増加にともない、北部地区(速野・中洲・河西学区担当)、南部地区(守山・小津学区担当)により身

近な地域包括支援センターを設置しました。中部地区センターは2021(令和3)年の完成をめざして整備も進めています。

また、介護予防として守山百歳体操、守山健康のび体操の普及、認知症についての正しい理解促進のための認知症サポーター養成講座の開催など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援を行っています。

◆住民も地域福祉の担い手に

2017(平成29)年からは高齢者を中心に障害のある人や子育て中の人など、助けを必要とするさまざまな人の日常生活を地域ぐるみでサポートする取り組みとして、学区ごとに協議体を設置して「我が事・丸ごとのまちづくり」を展開しています。

これは、助けを必要とする人の困りごとを「我が事」ととらえて話し合い、支え合う地域共生を目的とした事業です。各地区の協議体は「中洲おたがいさん大作戦」「玉津ささえ愛プロジェクト」などの愛称で地域に根付いてきました。

◆児童福祉の充実

女性の就業率の上昇や子育て家庭の就労形態の多様化等に対応するため、1998(平成10)年に社団福祉法人立の夜間保育所が開所されるとともに、2009(平成21)年には幼稚園と保育園を統合した幼保連携型認定こども園を開設するなど、児童福祉の一層の充実に努めています。

また、小学校に通う放課後児童の安全・安心な居場所づくりと健全育成をはかるため、各小学校区に放課後児童クラブを設置し、子育て家庭のワークライフバランスの支援をはかっています。